

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
鳥取県齒科技工士試験審議会規程
- ◇告示 肥料検査の結果
豚の移入禁止区域の廃止
自衛官第三次募集の試験期日等
自衛官の第四次募集
- ◇公告 昭和三十一年度鳥取県吏員昇任試験の
実施
- ◇雑報 市町村職員共済組合役員の就任

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年八月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

◇鳥取県規則第五十九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次第五章中第八節を第九節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第八節として次の「節を加える。

第八節計量検定所（第八十一条の二―第八十一条の四）

第六条第一項「総務部中「渉外勤務係」を「渉外勤務係、監理文教係」に、「税務係、監理文教係、消防係」を「税務係、消防係」に改め、同条同項五「経済部中「計量係」を削る。

第七條 観光課中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第三号として次の一号を加える。

三 空港整備法の施行に關すること

第八條 総務課中第十四号を第十八号とし、以下順次四号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の四号を加える。

十四 外国人の登録に關すること

十五 私立学校及び各種学校に關すること

十六 宗教法人に關すること

十七 自衛隊員の募集に關すること

第八條 地方課中第十号から第十二号まで及び第十四号を削り、第十三号を第十号とし、第十五号を第十一号とする。

第十二條 商工課中第二十号を削り、第二十三号中「工業試験場及び大阪事務所」を「工業試験場、大阪事務所及び計量檢定所」に改め、第二十一号を第二十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第五十七條の表中衛生課鳥取県温泉審議會の次に、次のように鳥取県保健所運営協議会を加える。

鳥取県保健所 保健所法第六條第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に關する事項の審議に關する事務

第五十八條 第一項中「病害虫防除所」を「計量檢定所」に改める。

第五章 第八節を第九節とし、第八節として次のように加え、第九節を第十節とし、以下順次一節ずつ繰り下げる。

第八節 計量檢定所

第八十一條の次に次の三條を加える。

(計量檢定所の設置)

第八十一條の二 鳥取県計量檢定所は、計量器の檢定に關する事務を分掌する機關とする。

(計量檢定所の位置)

第八十一條の三 鳥取県計量檢定所は、鳥取市に置

(計量檢定所の所掌事務)

第八十一條の四 鳥取県計量檢定所においては、次の事務を行う。

- 一 計量器の檢定に關すること
- 二 計量器の定期檢査に關すること
- 三 計量取締に關すること
- 四 計量器事業に關すること
- 五 計量指導に關すること

附 則

この規則は、昭和三十一年九月一日から施行する。

鳥取県歯科技工士試験審議會規程をここに公布する。

昭和三十一年八月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第六十号

鳥取県歯科技工士試験審議會規程

齒科技工法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)に基きこの規則を定める。

(目的)

第一條 この規則は、齒科技工法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第九條第二項の規定に基き、鳥取県齒科技工士試験審議會(以下「審議會」という。)の構成、委員の任期その他審議會に關して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第二條 審議會は、齒科医師および關係吏員からなる五人以上七人以内の委員で組織する。

2 審議會に会長をおき、鳥取県衛生部長をこれにあて

る。

(委員の任免および任期)

第三條 審議會の委員は、試験の都度知事が任命または委嘱する。

(会長の職務)

告 示

◆鳥取県告示第三百八十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き昭和三十一年五月、六月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十一年八月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第四条 会長は、審議会に関する事務を総理する。
2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指命する委員が、その職務を代理する。
（その他）

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会に關して必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（五 月 分）

肥料の種類	保証 証 票 添 附 者	検査点数	うち不合格点
塩化アンモニア	徳山曹達株式会社	二	〇
尿 素	三菱化成工業株式会社	二	〇
過磷酸石灰	株式会社多木製肥所	二	〇
焼成磷肥	小野田肥料株式会社	二	〇
硫酸加里	住友商事株式会社	二	〇

（六 月 分）

菜種油粕粉末	富田製油株式会社	三	〇
普通配合肥料	住友化学工業株式会社	六	〇
〃	鳥取県中央農業協同組合連合会	二二	〇
化成肥料	日産化学工業株式会社	一二	〇
〃	住友化学工業株式会社	六	〇
尿 素	住友化学工業株式会社	二	〇
過磷酸石灰	朝日化学工業株式会社	二	〇
蛇紋岩過磷酸	神島化学工業株式会社	二	〇
硫酸加里	加藤商會	二	〇
蒸製骨粉	住友商事株式会社	二	〇
普通配合肥料	住友化学工業株式会社	六	〇
〃	鳥取県中央農業協同組合連合会	一八	〇
塩基配合肥料	信越化学工業株式会社	六	〇

化成肥料	朝日化学工業株式会社	六	〇
"	ラサ工業株式会社	六	〇
"	神島化学工業株式会社	六	〇

◆鳥取県告示第三百八十九号

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百七十九号（豚の移入禁止区域の指定）は廃止する。

昭和三十一年八月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

◆鳥取県告示第三百九十号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員及び増員補充に伴う昭和三十一年度第三次募集の試験期日及び試験場を次のとおり定める。

昭和三十一年八月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、試験日時及び試験場

試験 日 時

昭和三十一年九月二十二日 午前八時三十分から

" 九月二十四日 "

" 九月二十六日 "

九月二十七日 "

試験 場

鳥取市西町鳥取県立鳥取図書館講堂

倉吉市仲町成徳小学校

米子市両三柳 米子駐とん部隊

◆鳥取県告示第三百九十一号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員及び増員補充に伴う昭和三十一年度第四次募集について次のとおり定める。

昭和三十一年八月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、募集期間 昭和三十一年九月一日から十二月十五日

まで

二、募集年令 昭和七年三月二日から昭和十四年三月一

日までの間に生れた男子（昭和三十二年

三月一日現在満十八才以上二十五才未滿

の者）

三、志願票提出先 志願者の現住所の市町村役場

四、試験期日 昭和三十一年一月十八日から一月三十一

日までのもづれか一日

五、試験場所 鳥取市、倉吉市、米子市の三箇所

なお試験の日時及び試験場は試験期日までに志願者に

通知する。

公 告

昭和三十一年度鳥取県吏員昇任試験につき次のように公告する。

昭和三十一年八月三十一日

鳥取県人事委員会

一、試験の対象となる職

この試験は、各部局における吏員相当職であつて、次の職種について行います。

（一）事務吏員

一般事務職（学校事務職を除くすべての職を含みます）学校事務職

（二）技術吏員

土木職、農業職（農業改良普及員の職を含む）林業職、畜産職、蚕糸職、農業土木職、生活改良普及員の職。

選考により採用又は昇任させる職（昭和二十八年人事委員会告示第一号）に規定する職は、この試験の対象となりません。なお、今回は建築職及び水産職の試験は行いません。

二、受験資格

次の各号の条件を満たしている者に限ります。

一、現に本県の定数条例内の職員（条件付採用期間中

の職員を除く）として勤務している者。但し、休職中の者及び鳥取県職員衛生管理規程に指定する要療養、要休養、要注意Aで八時間未満の者は受験出来ません。

二、昭和三十一年九月一日において次の学厂別経過年数を有する者。

学	経 験 年 数
旧制大学、新制大学、旧高専、短期大学卒	六 月 以 上
新制 高 校 卒	四 年 以 上
旧制中学校卒（五年制）	五 年 以 上
〃（四年制）	六 年 以 上
旧乙中、実業補習学校卒	九 年 以 上
高 小 卒	十 年 以 上

註 学厂、経過年数は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十年人事委員会規則第三号）に規定する別表第三「学厂換算表」及び別表第二「経過年数換算表」による。

一、現に四級五号給以上の給料を受けている者。

四 選考によつて採用された職員は、その職又は他の県職員の職に通算して三年以上在職している者。

三、試験の区分及び方法

一、第一次試験

ア、教養試験 吏員として必要な適性及び一般教養について筆記により行います。

イ、専門試験 職務遂行上必要な専門的知識について筆記により行います。

ウ、作文試験 課題によつて行います。

エ、勤務評定 平素の勤務成績について行います。

オ、経厂評定 職務に関連のある経厂について行います。

カ、試験科目

職 種	区 分	教 養 試 験	専 門 試 験
一般事務	吏員とし て必要な 知能及び 教養につ いて行い ます。	行政法、地方自治関係法、経済学、社会政策、その他一般事務職に必要な科目	
学校事務	吏員とし て必要な 知能及び 教養につ いて行い ます。	行政法、教育関係法、地方自治関係法、経済学、その他学校事務職に必要な科目	
土 木	知能及び 教養につ いて行い ます。	力学、水理学、測量、土木材料、施工、河川（砂防及び発電を含む）、港湾、道路（都市計画を含む）、橋梁、その他土木職に必要な科目	
農 業	知能及び 教養につ いて行い ます。	農業政策、栽培学、昆虫学、植物生理、農芸化学一般、畜産学一般、作物及び園芸、土壌肥料、植物病理、農業機械、農業経営、農業経済、その他農業職に必要な科目	
林 業	（憲法、	林政、造林、林産製造、森林利用、森林經理、木材工業、森林保護、森林工学、	

畜産	地方公務員法、その他畜産の他を含む
蚕糸	砂防工学、その他林業職に必要な科目 畜産原論、家畜病理、畜産製造、化学一般、獣医衛生、農業経済、その他畜産職に必要な科目 蚕品種及び蚕種、育蚕、蚕体生理、蚕体解剖、蚕病、栽桑、製糸、繊維化学、蚕糸経済、その他蚕糸職に必要な科目
農業土木	農業水利、農地造成、農地造構、土地改良、農学一般、農業機械測量、材料及び施工、その他農業土木職に必要な科目
生活改良	被服、住居、食物、家庭管理、保健衛生、教育、普及方法、農業一般、その他生活改良職に必要な科目

【第二次試験】
ア、口述試験 主として人物、適性等について面接により行います。

イ、身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて行います。
四、試験の日時、場所及び発表

区分	日	時	場所	表
第一次試験	昭和三十一年十月七日(日)	午前九時二十分から	鳥取市東町 鳥取西高第二校舎 (旧鳥取一中)	昭和三十一年十一月上旬、人事委員会において発表する予定ですが合格者に通知します。

【第一次試験】
昭和三十一年十一月上旬の予定ですが本人に通知します。
本人に通知します
昭和三十一年十一月下旬 人事委員会において発表する予定ですが合格者に通知します。

五、昇任の方法

合格者は試験区分ごとに吏員昇任候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から昇任者が決定されます。名簿の有効期間は原則として一年です。

六、受験手続

【一】申込用紙等

申込用紙及び、試験公告は人事委員会事務局で交付します。郵便で請求する際は必ず十円切手をはった宛先明記の返信用封筒を同封して下さい。切手のないものは送付しません。

【二】申込

ア、申込用紙に必要事項を記入し(県の経費は詳細に記入のこと)所属長(課、所長等)の証明を得

【三】受付期間

昭和三十一年九月十七日から昭和三十一年九月二十八日午後五時まで。郵送の場合は、切日の午後五時までの着信に限ります。
七、その他
この試験についての問合せは人事委員会事務局(電話二一〇九)として下さい。

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合の監事が昭和三十一年八月十七日行つた第三回組合会で次の通り決定就職した。

昭和三十一年八月三十一日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出 雅己

市町村長側 木下 昇 名和町

市町村長以外の組合員側 村上喜助 鳥取市

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発 行 鳥取県鳥取市東町 印刷 鳥取県鳥取市東町 鳥取県印刷所